

第2節 制度改革と地域経済の発展

はじめに——改革・開放前の計画経済システム

経済発展戦略の転換とともに、一九八〇年代には、計画経済システムの改革がおしすすめられてきた。前節で指摘された地方の活性化や自立化、資源配分をめぐる中央と地方の対立は、八〇年代の制度改革とも密接に関連している。この節では、制度改革面から、地域の経済的・社会的一体化をめざす地域主義形成の系譜を検討する。

ところで、改革・開放前の計画経済システムは、簡単にいえば、生産、投資、販売などを、国家が一定の意図をもつて決定し、決定の内容を、鉄何トン、綿布何メートルというように物量表示で個別の企業へ、行政指令で命令するシステムであつた。「国家」といつても、国家の行政機関である中央政府に権限が集中した時期と地方政府に権限が分権された時期とがあつたが、いずれの場合も以上の点は変わらなかつた。生産、投資、販売などの権限が企業にではなく国家に集中され、資源配分が物量表示で行なわれるシステムを、集権的・物動的計画経済システムという。資源の工業、とりわけ重工業への集中、内陸への分散を可能にした計画経済システムは、この集権的・物動的計画経済システムであつた。

こうした集権的・物動的計画経済システムのもとで、企業は行政機関の付属物として算盤の珠のように動かされる受動的地位におかれ、国家から下達される任務をただ行なうだけであつた。経営結果に責任を負いようがなく、技術革新を不斷に行なうような内在的動力をもちえなかつた。また市場の発展は制約され、物資の流通も、産業部門系統あるいは地方政府によって縦割り、横割りに統制・分断されていた。主要な物資の価格も政府によつて決められ、価格のパラメータ機能が發揮される余地はきわめて狭い範囲でしかなかつた。企業間の競争も倒産もなく、企業を不断の技術革新へ駆り立てるような外在的圧力も形成されなかつた。

このような状況のもとで、企業、労働者・職員の生産に対する積極性を期待することはほとんど不可能であつた。表I-7は、資源が集中的に投入された工業部門の投資効率の指標をみたものである。五七年以降、投資効率の低下、つまり投資が十分な成果を生まなくなつたことが明らかである。五六年の全面的国有化、集団化を通じて、ほぼこの時期に、集権的・物動的計画経済システムが国民経済全体に一般化している。こうした制度的要因が投資効率低下の一つの重要な要因であつたことは確かであろう。

表 I - 7 国有独立採算制工業企業主要財務指数

(1957年=100)

	1952	1957	1965	1975	1979
固定資産取得額 100元当り利潤	80.5	100	88.6	63.6	68.6
資金100元当り 利潤(含法人税)	80.0	100	87.1	58.6	67.1
資金100元当り 利潤・税金*	73.2	100	85.9	65.4	71.5
工業総生産額 100元当り利潤	83.0	100	124.6	83.0	92.4
固定資産取得額 100元当り生産額	97.1	100	71.0	76.1	74.6
生産額100元当り 流動資産	119.1	100	130.8	172.2	159.8

(注) *税金とは製品税、付加価値税、営業税のこととさす。

(出所)『中国経済年鑑』1981年、V1-18ページ。

八〇年代の経済発展戦略の転換は、経済効率の向上をめざすものであつたが、それはまた、計画経済システムの改革を不可欠のものとした。

1 一九八〇年代の制度改革の到達点

集権的・物動的計画経済システム改革の基本的方向

集権的・物動的計画経済システムの改革は、都市工業部門における改革が中心的課題となつた一九八四年以降本格化する。いく度かの曲折があつたが、今日までの改革の基本的方向は次のようにまとめることが可能である。国家に集中した権限を企業に下放し、企業を自主的に経済活動を行なう主体にすること。同時に多様な所有形態の企業の発展を促すこと。国内経済の運営にあたっては、積極的に市場メカニズムの活用をはかること。国家は、経済のバランス、成長率、構造変化などの重要なマクロ経済政策の策定を行なうようにし、ミクロ経済については、経済的手段、法律的手段、補助的には行政的手段などの方法によつて、各経済主体を、国家の期待する方向へ誘導するシステムの形成をめざすこと、である。

生産、投資、販売などの意思決定が企業で行なわれるシステムを「分権的経済システム」という。その意味で、「集権的・物動的」計画経済システムに対し、「分権的・市場的」計画経済システムの形成がめざされてきたといえよう。

それでは、改革はどこまで進展したのだろうか。それは地域主義の台頭とどう関連しているのであろうか。以下では、今日までの改革の到達点を、自主的に経済活動を行なう企業の創出と、企業誘導システムと関連する国家職能の改革状況の二点にしぼって検討することにしよう。ただし、地域主義の台頭に関連する範囲に限定されることを断わつておく。

自主的に経済活動を行なう企業の創出

この問題は、国有企业がどの程度まで自主的に経済活動を行なうようになったか、国有企业以外の企業（非国有企业）がどのくらい発展したか、の二つに分けることができる。

まず第一の点について検討しよう。なお、以下では工業企業を中心みるとおきたい。
国有企業に権限を下放し、自主的に経済活動を行なう主体にすることは、改革の中心的課題の一つであった。企業に十分な自主権と自主財源をもたらすと同時に、経営結果に責任をもたせることがその主要な内容である。ここでは、主に生産、投資、販売面から前者の到達点を検討し、それから後者についてみるとしよう。

まず生産、販売面についてみてみよう。従来のシステムのもとでは、何をどれだけつくり、どこへ引き渡すかは国家が計画し、その計画が、各企業に指令としておろされてきた。こうした計画を指令性計画という。計画を下達する権限は、中央、地方政府の計画部門のほか、産業部門別に設立されている中央の各部、地方の局、庁も持つており、それぞれ企業を管轄する主管部門（中央の各部、地方の局、庁等。前者が直接管轄する企業を中央企業、後者を地方企業という。七六年時点で、中央企業は全国企業総数の二

%、工業生産額の8%であつた⁽²⁾）を通しておろされてきた。改革では、指令性計画を縮小する一方、指導性計画、市場調節の割合を拡大することがめざされてきた。指導性計画とは、国家が個別企業にそれぞれの主管部門を通して計画をおろすが、強制力をもたない、誘導、参考計画である。各企業はおろされてきた計画と市場の需給関係、自身の具体的状況に基づいて企業の生産、販売計画をたてることができる。国家は、価格、税金、利子等の経済的手段で生産、流通を調節し、自己の期待する方向に企業を誘導しようというもので、その意味では、次に述べる市場調節にかなり近い。市場調節とは、指令性計画、指導性計画以外の、企業が市場の動向をみて自主的に意思決定できる部分をさす。

さて、指令性計画はどの程度縮小したであろうか。指令性計画の割合を工業部門についてみておこう。指令性計画に基づいて生産された製品の生産額が工業総生産額に占める割合は、八四年段階でお八〇%を占めていたが、八八年には一六・二%にまで縮小している。一方、指導性計画の割合は四二・九%、市場調節の割合は四〇・九%と拡大している。⁽³⁾ 計画下達単位別状況は、表I-8をみてほしい。全体的にみると、指令性計画が大幅に縮小し、企業の自主決定の範囲が広がつたことは確かであろう。ただし、これにはいくつかの注意が必要である。

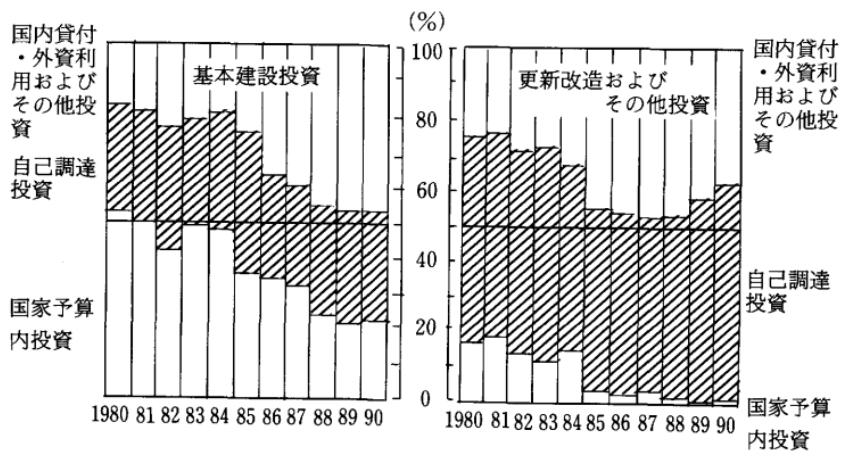
一つは、業種、地域、企業規模によつて、差異がみられることがある。業種別では、石炭、石油、電力、冶金等の基礎産業関連企業の指令性計画の割合は高く、だいたい七五～九〇%であり、地域別では、華東地区と東北地区の指令性計画の割合がその他の地域より相対的に高い。また企業規模別では、大型基幹企業のほうが中小企業より高く、計画内の生産額が全体の六〇%以上を占めていると⁽⁴⁾いう。指令性計画の範囲が基礎産業関連企業、華東地区、東北地区、大型基幹企業と、それ以外の企

表 I - 8 各計画下達単位が下ろす計画の割合（1988年）

（%）

	指令性計画製品の生産額 工業総生産額	指導性計画製品の生産額 工業総生産額
国家計画委員会	9.7	15.6
國務院各主管部門	3.3	12.6
省レベル計画委員会	2.5	7.4
省レベル局、庁	0.7	7.3
合 計	16.2	42.9

（出所）国家計委体制改革和法規司計劃管理研究課題組「關於目前我国工業生產計劃管理狀況和改進意見」（『經濟工作者學習資料』1990年第26期），5ページ。

図 I - 5 国有単位基本建設、更新改造
およびその他投資額構成

（出所）『中国統計年鑑』、1990年、221ページ、および1991年、144ページ。

業、地域では、大きな差異があることに注意しておきたい。次に、需給状況によつて指令性計画の品種、範囲が恣意的に変動されていることにも注意しておきたい。需給関係が逼迫したときには、供給不足の製品は指令性計画に組み入れられるか、形式上は指導性計画であつても、事実上、形をかえた指令性計画となり、逆に需給がだいたい均衡したり供給が需要を上回るようになると、指令性計画が事実上、指導性計画に変わつてしまふようである。⁽⁵⁾ このことは、計画下達単位の主観的、恣意的判断で計画が左右されていくこと、したがつて企業の自主権が必ずしも安定していないことを意味している。一般に供給不足は基礎産業、原材料製品であること考慮すると、前述した企業、地域では自主権制約がいつそう大きいといえよう。また、表Ⅰ-8に示したように、依然として各計画下達単位からそれぞれ計画がおろされてくる体制は変わつていない。それぞれがそれぞれの計画を管理するので、計画を受け入れた企業は対処しがたい状況にあるといふ。⁽⁶⁾ 以上の点に注意するならば、全体的にみて、生産・販売面での自主権が拡大したことは確かであるが、その恩恵に浴しているのは、主に、消費財関連企業、中小企業、およびそれらを主とする地域（例えば、廣東、福建など）であると限定する必要があろう。

投資面の検討に移ろう。従来のシステムのもとでは、企業のあげた利潤は、国家に吸い上げられ、固定資産投資など企業が必要とする資金は国家から無償で供与されていた。投資主体は国家であり、企業ではなかつた。

この点はどうのように変わつたであろうか。図Ⅰ-5をみてほしい。ここには、固定資産投資の資金源が多様化したこと、財政の役割が減少し、企業、銀行の役割が拡大したことが示されている。詳細は

省くが、減価償却基金管理制度の改革、企業留保利潤の増大、利潤上納を納税制に改める改革、請負経営責任制の普及など分配関係面での国家—企業関係の改革によつて、企業の財源が増大したことがあがえよう。資金源からみるとかなり様相が異なる。企業の行なう固定資産投資プロジェクトは、その規模、金額に応じて国家計画委員会、各レベルの地方政府が審査・認可し、認可を得てはじめて実施に移されるからである。銀行融資も、この審査・認可を受けて行なわれる。こうした審査・認可を必要とせず、企業が独自に投資することは可能であるが、その限度額はきわめて低く抑えられている。例えば首都鉄鋼公司の場合、毎年の投資のための資金規模は一〇億元以上あるが、自由裁量のきく投資資金枠はわずか五萬元にすぎない⁽²⁾。筆者が行なつた上海市における企業調査(九一年九月)によると、この限度額は、従来、一般に五萬元であつたが、緊縮政策のもとで、九一年の場合は、すべてについて審査・認可が必要になつてゐることであつた。企業が自主的に行なえる投資限度額はきわめて低く抑えられているだけでなく、経済状況によつてはそれすらも制限されることがあるようである。したがつて投資の意思決定に関しては、依然として企業の自主権は制約されているといえよう。ただし、国家機関内部では権限の移動が行なわれている。即ち、従来一〇〇〇萬元以上の固定資産投資プロジェクトについては、国家計画委員会が審査・認可していくが、八四年以降、三〇〇〇萬元以上に限定され、資金、エネルギー、材料、設備を自ら調達できる非生産性建設プロジェクト(非鉱工業をさす)および限度額以下の生産性建設プロジェクトについては、企業の所属関係に照らして、地方、部門が自ら審査・認可できるようになつてゐる。また、八七年には、国家計画委員会の審査・認可を

要する交通、エネルギー、原材料工業プロジェクトの審査・認可限度額が三〇〇〇万元から五〇〇〇万元以上に引き上げられている。投資の意思決定では、企業ではなく、地方政府、各産業部門の権限が拡大したといえよう。

以上、企業がどの程度まで自主的に意思決定できるようになつたかを、ごく大ざっぱに検討してみた。生産、販売、投資以外の権限の保有状況については省かざるを得ない。ただ、全体的にみて、企業へ下放すべきであるとされた権限のうち、本当に企業へおろされたものは四〇%足らずで、残りの六〇%は各レベルの地方政府にとどまっているといふ。⁽⁸⁾企業が従来に比べ多くの権限をもつようになつたことは確かである。しかし権限の下放は不均等であり、生産、販売面で大きな権限をもつにいたった企業、地域もあるが、全体的にみるとなお不十分といわざるを得ない。また、各企業主管部門が企業を個別に管轄する体制は変わつておらず、地方政府そして企業を管轄する上級主管部門がなお多くの権限を保持し、企業の意思決定に影響力を及ぼし得る地位にあること、国家行政機関内では、地方政府の力が相対的に強まつたことに注意したい。

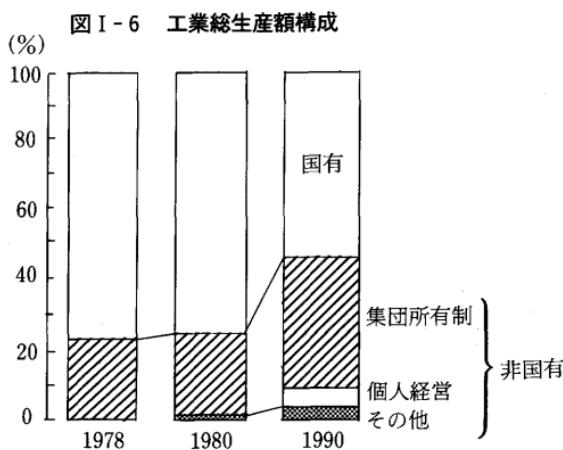
次に、経営結果に対する自己責任の問題について簡単にみておこう。「国営企業労働者・職員待業保険暫定規定」の公布（八六年七月、同年十月施行）、「中華人民共和国企業破産法（試行）」の採択（八六年十二月、八八年十一月から試行開始）など、破産、失業を容認することによつて、企業の自主経営、自己責任を強化することがめざされてきた。

だが今日、国有企业の約三分の一が赤字で経営困難に陥つてゐるもの、今までのところ国有企业の破産は、破産法試行以後ほんの二～三例にすぎないようであり、しかも小規模企業に限られている。⁽⁹⁾

経営結果について、どこまでが企業の責任で国家の責任であるかが、前述のような状況のもとではつきりしないこと、また退職労働者の死ぬまでの生活費（一般に在職時の賃金の七〇・八〇%支給）、医療費等を企業が支給している現行システムのもとでは、倒産、失業は社会的不安定をもたらしかねないことをなぞから、国家財政でもつて赤字企業を支えてきた結果である。九〇年の国家による企業赤字補助金は、五七八・五億元、国内財政収入の一八・八%に相当する巨額にのぼっている⁽¹⁰⁾。ここでは、経営結果に対する企業の国家依存と同時に、国家の側の安易な企業保護の姿勢に注目しておきたい。

第二の点に移ろう。まず、表I-9をみてほしい。その他には、国内各種企業の合営（国有と集団企業、国有と個人、集団と個人など）、外資系企業などが含まれている。八五年に統計のとりかたが変わったので整合性を欠くが、従来の国有企业と集団所有制企業以外に、個人経営企業を中心とする多様な所有形態の企業が発展していること、また集団所有制企業も、農村の集団所有制企業を中心に大幅に増大していることがうかがえよう。今日では、約一〇万の国有企业を七〇〇・八〇〇万の非国有企业が取り囲んでいるといえよう。非国有企业の発展は工業生産額の面にも顕著にあらわれている。図I-6を見てほしい。非国有企业の生産額は工業総生産額の約半分に迫っている。ただし、非国有企业の中では、個人経営部門、その他の発展も著しいが、集団所有制部門がなお圧倒的である。多様な所有形態の発展といつても、現在のところ集団所有制企業の果たす役割が大きい。集団所有制内部では、農村の集團所有制企業の発展がめざましい。九〇年の場合、工業総生産額の二二・二三%を占め、都市部の集團所有制の一四・〇八%を大幅に上回るにいたつている。

この農村の集團所有制企業——その中心を占める郷営企業、村営企業——は、中小企業とりわけ小



(出所)『中国統計年鑑』, 1991年, 447ページ。

表 I - 9 所有制別工業企業数

(単位: 万社)

	1970	1980	1985	1990
総 計	19.51	37.73	518.53	795.78
国有企业	5.74	8.34	9.37	10.41
集団所有制企業	13.77	29.35	174.21	166.85
うち都市集団所有制企業	9.3	10.69	15.07	16.24
郷営企業	4.47	18.66	21.71	22.87
村営企業			63.26	68.08
合作経営企業			74.17	59.66
うち都市部（城鎮）合作経営企業				3.09
農村合作経営企業			74.17	56.57
個人経営企業			334.78	617.60
うち都市部（城鎮）個人経営企業			33.01	43.25
農村個人経営企業			301.77	574.35
その他の所有制企業		0.04	0.17	0.88

(出所) 1970, 1980年は、『中国統計年鑑』, 1984年, 193ページ。

1985, 1990年は、『中国統計年鑑』, 1991年, 391ページ。

企業であり、一般的には国家計画が下りてくることはない。原材料の調達、販売は企業自身の手に委ねられており、国家が支援することはない。国有企业に比べれば大きな自主権をもつていて。しかし、これら企業は厳密な意味では自立した経済主体とはいえない。農村の末端行政単位である郷、村が經營する企業であり、郷、村政府の行政的介入から完全に自由ではないからである。

ただし、国有企业と決定的に異なる点は、赤字に対する財政補助がないこと、したがつて倒産が現実に大量に発生してきたことである。正確な数をつかむことはできないが、例えば、八八年後半の緊縮政策、消費の急激な冷え込みなどを背景に、この一～三年、毎年一〇～二〇万の郷鎮企業（郷営、村営企業のほか合作経営企業、個人経営企業等を含む。またここでは工業以外を含んでいる）が倒産しているという。⁽¹¹⁾

郷、村財政は、国家財政とは異なつて脆弱であり、農村集団所有制企業の資金面での制約は大きい。これまで生き延びてきた企業は少なくとも強い自主性をもつていたか、あるいは郷、村政府自体が企業化していたからであるといつてよいであろう。

なお、都市の集団所有制企業については、従来、集権的・物動的計画経済システムに組み込まれており、国有企业とほとんど変わらなかつたこと、現在も、改革はあまり進展しておらず、国有企业改革の後塵を拝していることを指摘するにとどめる。⁽¹²⁾ 自主的に経済活動を行なう主体の創出は、農村において大きな成果をあげたといつてよいだろう。

企業誘導システムと国家職能の改革状況

改革では、国家はミクロ経済活動への介入を止め、マクロ経済活動を主にすることがめざされてき

た。このマクロ経済活動について、国家行政機関内部では中央、地方の役割分担が、それぞれの職責が明確にされないまま事実上進行した。その基本的方向は、大ざっぱにいえば、中央政府は全国的な経済のバランス、成長率などの重要なマクロ政策の策定を主とし、地方政府は、地方レベルの経済政策、産業政策、都市建設などの役割を分担すること、そのためには中央政府に集中した権限を地方政府に下放することであった。

今日までに地方政府に下放された権限について、ごく簡単な説明を加えながら整理しておこう。⁽¹³⁾

(1) 審査・認可しえる固定資産投資の限度額の引上げ。この点についてはすでに説明したとおりである。

(2) 財政権限の拡大。従来の財政体制は、中央—省—県の三級管理体制であったが、財政権限は中央に集中し、地方の財政收支指標は、毎年、中央が決めるというものであった。八〇年以降、この財政体制の改革が本格的に開始された。それは簡単にいえば、中央と地方の間で財政收支を区分し、中央は中央の、地方は地方の収入で各自が支出を賄うというやり方に改めることによって、地方の積極性を引き出そうというものであった。最初の最も注目すべきものは、広東省での「定期間固定された上納額以外はすべてその地方の財源になる」方式、四川省の「画分収支、分級包干」（収入と支出を各級ごとに区分し、それぞれに請け負わせる）方式、江蘇省での「固定比例包干」（財政收支の中の一定比率分を省が請け負う）方式などであった。その後、八三年には、広東、福建省を除く他の省・市・自治区で「収支按固定比例総額分成」（収支を中央と省の固定比率に基づいて総額を分割配分する）方式が広く実施された。八五年には、国家—企業間の分配関係の改革、ことに第二段階の「利改税」（利潤上納制を税金納付制へ改め

(税種を区分し、収支を決定して、各級が請け負う) 方式が実行されるにいたつた。さらに八八年には、全国の三七の省級とそれに並ぶ都市に、次の六種の地方財政の請負制が導入されている。収入遞増請負(北京市、河北省等一〇地区)、総額分割(天津市等三地区)、総額分割—増加分加増分割(大連市等三地区)、上納額遞増請負(広東省、湖南省)、定額上納(上海市等三地区)、定額補助(吉林省、福建省等一六地区)である。それぞれの内容については説明を省略するが、基本的には、地方の財政収入(支出)の基数を確定し、それを基準に、一定の方法で中央への上納(あるいは補助)額、率を決め、地方は財政収入の増大状況に基づいて財政収支を統一的に按配するものである。地方の財政収入源は、地方所属国営企業、集団所有制企業の税、利潤などの地方固定収入、および中央・地方共有収入(製品税、付加価値税、營業税、資源税、建築税、塩税、外資・合弁企業工商統一税等)から地方へ交付される分である。今日までの財政体制改革は、税種による区分という方向へ足を踏み出しているものの、依然として、各級財政収支を企業の所属関係で区分する枠組みを抜け出していない。したがつて、地方所屬企業の増大、活動の活発化如何が地方政府の財政に大きく影響する体制であるといえよう。

(3)輸出入の対外貿易自主権の拡大および対外貿易、外貨の地方請負経営制の実施。対外経済関係面でも多くの権限が下放された。例えば、表I-10をみてほしい。地方政府の外資利用限度額認可権が拡大していることが明らかである。また、八八年から全面的に実施された対外貿易請負経営責任制とは、各地方が輸出外貨獲得額、外貨上納額等を請け負い、請負額を超えた部分については地方に大部分を留保させ、その部分についての地方の自主的な使用を認めるというものであつた。

第Ⅰ章 中国における地方主義と地域経済圏の系譜

表 I-10 地方政府の外資利用認可限度額権

	1980	1981	1982	1983	1984	1987
廣東・福建省	500万ドル	…	500万ドル	1億元	1億元	3,000万ドル
北京市	300 ヶ	…	…	500万ドル	1,000万ドル	3,000 ヶ
天津市	300 ヶ	…	…	1,000 ヶ	3,000 ヶ	3,000 ヶ
上海市	300 ヶ	…	500万ドル	1,000 ヶ	3,000 ヶ	3,000 ヶ
遼寧省	300 ヶ	…	…	500 ヶ	1,000 ヶ	3,000 ヶ
海南省					500 ヶ	3,000 ヶ
河北省					500 ヶ	3,000 ヶ
山西省					500 ヶ	3,000 ヶ
江苏省					500 ヶ	3,000 ヶ
浙江省					500 ヶ	3,000 ヶ
広西自治区					500 ヶ	3,000 ヶ
その他省・自治区	300万ドル	…	…	300万ドル	500 ヶ	3,000 ヶ
経済特別区					重工業5,000万元 軽工業3,000万元	3,000万ドル
蛇口工業区					500万ドル	
14沿海都市 (上海、天津除く)						
大連				500万ドル	1,000万ドル	
廣州市					1,000 ヶ	
重慶市				300万ドル	500 ヶ	
武漢市					500 ヶ	
瀋陽市					500 ヶ	
その他の省都					500 ヶ	
中小都市・省の庁局 (廣東、遼寧、江蘇省)					200~300万ドル	
県(廣東省、上海市)					150~200万ドル	

(出所) 『中国データ・ファイル'90』, 日本貿易振興会, 1990年, 242ページ。

表 I-11 重要物資生産量に占める
国家統一分配の割合

	1979	1988	1989	1990	(%)
鋼材	77.1	46.8	42.6	30.8	
木材	85.0	25.9	26.6	26.4	
石炭	58.9	43.5	45.2	42.1	
セメント	35.7	13.6	12.2	10.3	

(出所) 1979, 88年については、『北京週報』1989年11月4日、24ページ。1989年については、物資部政策研究司處長・候雲春氏からの聞き取り調査による(1990年1月)。1990年は、中華人民共和国國家統計局「關於“七五、時期國民經濟和社會發展的統計公報」(『人民日報』1991年3月14日)。

(4) 地方政府による物資分配への関与の増大。国家が統一的に分配する物資(生産手段)は、七九年の二五六種から八九年には二七種、指令性計画物資は三一六種から四五種へ減少し、また重要物資の生産量に占める国家の統一分配の割合も表 I-11 に示したように減少している。計画外の物資は本来、市場で自由に取り引きされることと期待されていたが、実際には、地方政府や各部門が関与する割合が大きいと指摘されている。^[14]

中央政府の関与の減少の一方、地方政府の関与——地方政府による生産手段分配機能——が大きくなっているといえよう。しかし地方政府の関与には地域差があるようである。^[15] 例えば、上海市や大連市では地方政府の関与が大きいが、広東省では非常に少ない。産業構造や市場の発展の違いによって地方政府の対応に差があることに注意しておきたい。

(5) 商品価格設定権の範囲の拡大。八一年に地方政府が、物資の臨時価格、地区価格、浮動価格等を制定することが認められたことなど、価格管理権限は増大している。

(6) 一部の中央直属企業、事業単位の管理権。八三年にも中央の各部所属企業の下放が行なわれているようであるが、詳しいことはわからない。ただし、八四年には、軍事工業を除く國務院各部所属の機械工場の下放が承認されている。^[16] また八一年以降、沙市、常州、重慶などで実施された都市経済体制総合改革や、重慶、武漢などの「計画單列都市」でも中央直属企業の下放が行なわれている。

(7) 一定範囲の徵税、税率や賃金の調整権の付与。この点は、後に具体例をあげて言及するので、ここで省略する。

(8) 以上を総括すると、国家の政策と抵触しない範囲での産業政策、区域政策の策定権が与えられたといえよう。

以上簡単に紹介したような地方政府の権限の拡大は、中国の国土の広さ、経済発展の地域格差、膨大な企業の存在などを考えれば、必然的方面であつたといえよう。経済政策、産業政策の策定、経済的手段を用いた経済運営権限の拡大等の中間レベルの役割の強化は、中央政府のマクロ経済政策を遂行する上でも欠かせないからである。

その意味で、地方への権限の拡大は、必然的であつたし、また必要であつたといえよう。しかし、地方への権限の下放の一方、国営企業の、国家、主に地方政府からの自立はいまだ不十分な状態である。地方政府は、地方レベルのマクロ経済管理と同時に、ミクロ経済活動への介入という二重の役割を行使している。この限りでは、なお従来繰り返されてきた中央集権—地方分権の枠を越えていない。しかし、前述したように、農村を中心に大量の相対的に自立した企業が発展してきており、もはや物動的に経済を運営できなくなつてきていている。地方分権的ではあるが、市場と計画を併用した経済運営を行なう地方分権的・混合的経済システムが形成されたといえよう。

2 制度改革と地域主義の台頭

地域経済の発展と地域主義の台頭

地方分権的・混合的経済システムの形成は、地方政府の地域経済開発、経済運営に関する権限を拡大し、地域経済の発展を促すとともに地域の自立性を強めることになつたことに注意しておきたい。

地方政府の地域経済開発能力、経済運営権限の拡大については、前述の地方政府の権限の拡大状況をみれば明らかではあるが、若干の補足をして、それが地域経済の発展と地方の自立性を強めたことを確認しておこう。

第一は、財政体制改革が、地方政府の地域開発志向を刺激したことである。すでに述べたように、地方財政はそれぞれの地方所属企業の増大、活動の活発化いかんにかかっているからである。各地方政府は、後述するようなさまざまな措置をとつて、地域企業の育成、発展を促してきている。

第二は、これにより、地方財政が支配できる財政資金が拡大したことである。表I-12は地方財政が大幅に増大したこと、中央財政に対する地方財政の比重が一九八〇年代後半には、ほぼ四対六と逆転するにいたつたことを示している。

第三は、財政支配権の増大、固定資産投資審査・認可権の拡大＝銀行融資、企業等の自己調達資金への影響力の増大を背景に、地方政府の固定資産投資活動が活発化したことである。表I-13は、国用部門の基本建設投資（日本の新規設備投資にあたる）の増大を企業の所属別にしたものである。直属項目と

第Ⅰ章 中国における地方主義と地域経済圏の系譜

表 I -12 各時期の中央財政と地方財政支出

(単位: 億元)

	財政支出	中央	地方		(%)
				(%)	
第1次5カ年計画期 (1953~57)	1,345.7	977.3	74.1	348.4	25.9
第2次5カ年計画期 (1958~62)	2,288.7	1,101.6	48.1	1,187	51.9
1963~65年	1,205.0	718.9	59.7	486.1	40.3
第3次5カ年計画期 (1966~70)	2,518.5	1,538.0	61.1	980.5	38.9
第4次5カ年計画期 (1971~75)	3,919.4	2,125.1	54.2	1,794.3	45.8
第5次5カ年計画期 (1976~80)	5,247.4	2,590.2	49.4	2,657.2	50.6
1981	1,115.0	602.2	54.0	512.8	46.0
1982	1,153.3	575.1	49.9	578.2	50.1
1983	1,292.5	642.5	49.7	649.9	50.3
1984	1,546.4	738.7	47.8	807.7	52.2
1985	1,844.5	836.5	45.3	1,008.2	54.7
1986	2,330.8	962.3	41.3	1,368.6	58.7
1987	2,448.5	1,031.9	42.1	1,416.6	57.9
1988	2,706.6	1,060.4	39.2	1,646.2	60.8
1989	3,040.2	1,105.2	36.4	1,935.0	63.6
1990	3,452.2	1,372.8	39.8	2,079.4	60.2

(注) 財政収入は、財政体制に基づいて計上されていないので、ここで財政支出のみをとりあげた。

(出所) 『中国統計年鑑』、1991年、221ページより計算。

は國務院各部直屬の建設プロジェクトであり、直供項目とは部が地方に実施をまかせるが、なお管理権限をもつプロジェクトである。地方項目は、各省、市、自治区あるいは県レベルに所属するプロジ

表 I -13 企業の所属別基本建設投資

(単位: 億元)

	1984	1990	1984年比 増加率(%)
投資総額	743.15	1,703.81	129.3
直属項目	346.12	836.39	141.6
直供項目	95.05	82.76	-12.9
地方項目	301.98	784.66	159.8

(出所) 1984年は、『中国統計月報』1986年1月、37ページ。

1990年は、同上1991年、150ページ。

エクトである。各地方政府が活発な基本建設投資を行なつてきたことが明らかであろう。

第四に、地方によつては税金の減・免を含む経済運営によつて、地域内の非国有企業の発展をさらに促す政策がとられていることである。例えば、國務院の「外國投資獎勵に関する規定」の公布（八六年十月）以後、沿海の各地方政府は外資獎勵規定を次々と制定しているが、そこには、國務院の規定で地方に任されている優遇措置のほかに、外貨バランス、物資供給、資金調達への助成など、各地方が独自に制定した規定が盛り込まれている。⁽¹⁷⁾また、鄉鎮企業に対しても、地方によつては、さまざまに優遇措置が制定されているようである。例えば、中央政府の規定では、八四年以後、鄉鎮企業の所得税は從来の一律二〇%から八級累進課税にかえられ、利潤が二〇萬元を超えるものには、国有大中型企业と同じ五五%の税金がかけられることになつていて、これに対して廣東省では、從来より増えた税負担（二〇%→五五%）部分について半減措置をとり、二〇萬元を超える企業でも三七・五%（二〇%+一七・五%）の所得税を払えばよいようにしている。⁽¹⁸⁾さらに鄉鎮企業に対しては個人所得調節税を適用しないこと、製品が農業発展に有利な場合は、利潤の一〇%を別枠として免税とするなどの措置をとつてているといふ。地方政府が、権限の拡大を背景に地場企業の育成をめざし、自立性を強めてきたことが明らかであろう。

地方政府の、いわば上からの地域開発政策に加えて、非国有企業とりわけ農村集団所有制企業の発展が、いわば下から地域経済を活性化させてきたことにも注目したい。例えば、鄉鎮企業の発展は市場の拡大、活性化に大きな役割を果たしてきた。鄉鎮企業の発展状況については、簡単ではあるが表I-14をみてほしい。こうした鄉鎮企業の発展は、市場への財の供給、市場規模の拡大に大きく寄与し

ている。例えば、八〇～八八年の間に全国軽工業製品の供給能力は四七〇五・五億元増大しているが、このうち郷、村工業の貢献度は三二・〇%、村以下を加えると四五～五〇%であったという。また郷鎮企業の発展にともなつて農村住民の商品購買力が拡大しているが、それは市場の発展を促した。この点は、八〇～八八年の間、全国の市場規模が四・八倍増化したうち、郷村市場規模拡大の貢献度は五八%であったことに示されている。¹⁹⁾さらに、郷鎮企業は毎年、国有企業の製品を約三〇〇億元買付けているといふ。従来、中国の市場は都市と農村に分割されており、市場規模が小さいうえに農村市場の発展が遅れ、きわめて不均衡であった。郷鎮企業の発展は農村市場を急速に拡大し、都市と農村の分断を掘り崩して下から地域経済を発展させてきたといえよう。

さらに郷鎮企業は、外資企業との協働を推し進めることによつて、国境を越えた市場圏を作り出し地域経済を活性化させている。例えば、郷鎮企業の輸出による外貨獲得額は、九〇年の場合、一三〇億ドルで、全国の輸出外貨獲得額の四分の一を占めている。このうち二二%は、香港との間で委託加工などを積

表 I-14 郷鎮企業の発展状況

	1980	1990	
		A	B
社会総生産額（億元）	656.90	8,461.64	9,581
全国社会総生産額に占める割合（%）	7.7	22.3	25.2
農村社会総生産額に占める割合（%）	23.5	50.9	57.6
工業生産額（億元）	509.41	6,050.25	7,097
全国工業総生産額に占める割合（%）	9.9	25.2	29.7
労働者・職員数（万人）	2,999.67	9,264.75	9,265
全国社会労働者数に占める割合（%）	7.1	16.3	16.3

(出所) 1980年、1990年Aは、『中国統計年鑑』、1991年による。

1990年Bは、「中国郷鎮企業概況」(農業部郷鎮企業司のパンフレット)による。

極的に推し進めてきた広東省の郷鎮企業であり、省全体の外貨獲得額の二五%を占めるという⁽²⁰⁾。こうした、郷鎮企業と外資企業との協働は、国境を越えた市場圏の形成を背景にその地域の自立性をいつそう強めるものであつたといえよう。

地方への権限の下放、非国有企業の発展は、それぞれの地域経済の発展を促し、地域の自立化を強めたことは確かであるが、その一方、中央政府の沿海地域優遇政策とも関連して、地域間の発展格差（東部沿海地域と中西部地域の発展格差）を拡大したことにも注意しておきたい。この点は、すでに前節で触れられてるので繰り返さない。ただ一つだけつけ加えると、必ずしも中央政府の沿海地域優遇政策——例えば外資奨励政策——だけではない要因、即ち、非国有企業の発展とりわけ郷鎮企業の発展の差によつても発展格差が生み出されていると思われることである。例えば、各地域別の郷鎮工業企業の生産額の割合をみると、沿海一省市が七一%、中部一〇省二五・七%、西部九省区三・三%である⁽²¹⁾。また加藤弘之氏によると、江蘇省、浙江省では外資導入額の実績は良くないが、非国有セクタ一投資額の規模が大きく、これがこれらの省の経済成長を他の地域よりも大きくさせた一つの主要な要因であると指摘している⁽²²⁾。郷鎮企業をはじめとする非国有企業の発展、活性化の差が発展格差の拡大に影響したことは確かであろう。

資源配分をめぐる中央—地方、地域間関係

地域経済の発展がめざされるなかで、閉鎖的な地域主義や中央と地方の対立もあらわれた。前述したように、各地方政府は地域の経済振興をめざして、その地域に欠けている産業、例えば加工地区は

原材料等基礎産業を発展させ、資源産出地区は一般加工工業を発展させてきた。ただし、各地方が資源を集中したのは、主に投資が少なくてすみ価格が高く、すぐ利益をあげられる加工工業、とりわけ消費財工業であつた。短期間に財政収入の増大をはかることが可能であつたからである。しかしこれは加工工業の重複建設、産業構造の類似化、過当競争を強め加工能力の増大の一方、エネルギー、原材料に対する膨大な需要を形成した。自動車、工作機械、電気冷蔵庫、テレビ、洗濯機、ラジカセ、一般ゴム・プラスチック加工製品は全国各省、市、区、どこでも生産されている状況が生まれている。いわゆる経済過熱と総需要膨張が八七年以降顕著になつた。こうしたなかで閉鎖的な地域主義や資源配分をめぐる中央と地方の対立が生まれている。閉鎖的な地域主義の最も端的な例が、地方政府の企業、銀行に対する関係を利用して、資源の流出を禁止したり、外地の商品の流入を禁止する地域封鎖行動である。例えば、資源産出地区が加工地区への資源供給をカットしたり外地の商品の流入を阻止して地元の加工工業の保護と育成をはかる一方、加工地区は資源産出地区への資金、技術の流出を阻むことなどが生じた。八八〇八九年には石炭の供給不足が著しかつたが、この時、石炭産出省は、國家計画に基づく石炭の省外への搬出を阻止し、各地の供給不足をいつそう深刻化させたといふ。⁽²³⁾ この地域封鎖行動は、基本的には、相対的に発展の遅れた地域が相対的に発展した地域への資源の流出をくい止め、また商品の流入を阻止することによつて地場産業を保護・育成しようとするものであつたといえよう。

一方、中央政府は、経済過熱、総需要膨張に対し、八八年後半以降、基本建設投資の抑制、財政、金融の総量規制など行政的な総需要引締めや行政的資源配分を強化しようとしてきた。後者は、生産、

基本建設、技術改造、対外貿易の各分野について、重点的に支持する産業、製品と、制限する産業、製品を決め、各関連分野がこの産業政策に従つて資源を傾斜的に配分するよう求められるものであった。一つの例をあげると、八九年には、郷鎮企業には銀行融資が増額されず、九〇年には対前年比一〇億元増加したもの、融資増加総額一五〇〇億元に比べれば微々たるものであった。九一年には融資増加総額二〇〇〇億元に対し五〇億元であつた。⁽²⁴⁾ 以上の政策の結果、経済過熱、総需要膨張は抑制されたものの、市場の売行き不振などによつて多くの企業は困難に陥り、債務の連鎖であるいわゆる三角債や赤字企業の増大が起つた。また地方政府の財政も逼迫した。八八年年末の場合、全国約二〇〇〇県のうち半分以上の県で赤字が出現した。⁽²⁵⁾ これに対して地方政府の側には、「上に政策があれば、下には対策がある」といわれるよう、中央の政策、法令を無視し、傾斜配分すべき資源を当面の利益の見込まれる企業、あるいは困難の大きい企業にまわすとか、地方の金融機関に対して、金融引締めで困難に陥つた企業への融資を強要する等の対応が生まれている。総需要抑制のもとで困難に陥つた大部分の企業を背景に、地方政府が地元企業の保護のために中央の政策に対立する行動をとつたといえよう。

こうした地域間、中央—地方間の矛盾・対立は、前述した地域の発展格差の拡大を背景に激化したことは確かである。しかしこの点は前節で述べられてるので、ここでは矛盾・対立の制度的要因をいくつか指摘しておきたい。

第一は、企業の所属関係で各レベルの財政収支を区分する財政体制が、各地方政府をそれぞれの元企業の育成・発展とともに保護に向かわせたことである。この点は、これまで指摘してきたことで

明らかであろう。

第二は、基礎工業製品の価格が大変低く、加工工業製品の価格が高いという価格体系が資源産出地区に不利に働き、加工工業建設に拍車をかけたことである。

第三は、地方政府が、企業の意思決定に影響力を及ぼすことができる多くの権限をなお保持しており、企業を企業利益の極大化ではなく地域利益最大化へ向かわせることができたことである。この問題の根本は、企業が行政（主に地方政府）から自立していないことにある。

第四は、中央と地方の職責が不明確であつたことである。例えば、「国家の政策と抵触しない範囲」で産業政策を策定できるといつても、どこまで許す（あるいは、される）のかは、中央と地方との駆引き・取引によるなど、かなり恣意的な判断に委ねられていた。

第一、第二の要因は、いわば主観的要因であるのに対し、第三、第四は、地方政府の行動を可能にした客観的要因といえよう。

3 地域経済発展の可能性——むすびにかえて

中国における地域経済の発展は、ソ連邦の解体、各共和国の独立によつて経済危機がいつそう深刻化している旧ソ連の状況と比較すると、中国の相対的経済安定に果たした役割を否定できない。旧ソ連では、分業関係が各共和国ごとに徹底的に振り分けられており、さらに国有企業の民営化へ向けて

の改革にもかかわらず、国有企业自体の改革はもとより非国有企业の創出も十分進展せず、国有企业の独占体制の打破、市場の発展を生み出すことができないでいた。例えば、消費財生産やサービス業などから始まり、一九八八年七月の「協同組合法」で企業から独立して設立が可能となつたコーベラチフは、八九年にはサービス業を含めて約一七万件に達しているが、工業総生産額に占める割合は、八九年四・三八%、九〇年七・四%、九一年上半期四・八%にすぎない。⁽²⁶⁾ またロシア共和国における状況（九一年一～九月）をみると、工業企業のうち、国有企业は企業数の八四・五%、生産額の八六・九%を占め、一方、非国有企業はそれぞれ一五・四%、一三・一%にすぎない。⁽²⁷⁾ 中国において、地方政府が地域経済振興をはかつてきしたこと、また郷鎮企業を中心とする非国有企業が発展し、市場が拡大してきたことの意味は大きい。

しかし地域経済の発展は中國国内関係からみると、これまでのところ行政区画としての地方をのり超えることができず、非効率な資源配分、各地域の産業構造の類似化などの問題点を生み出している。行政区画を越えた地域経済圏をつくることは、例えば上海経済区構想などいくつかあつたが、今日までのところほとんど成功していない。その主要な制度的原因は前述した客観的要因が大きい。これに對して国際的関係では、香港—廣東、台灣—福建などで、国境を越えた局地経済圏が形成され、地域経済の発展が促進されてきている。この局地経済圏の形成は、なによりも香港、台灣等NIESが主体であり、NIES側が、これら沿海地方を西太平洋の工業化の波に「引きずり込」んだ側面が強いことから、西太平洋の工業化のダイナミズムが続くかぎり、海外企業の進出をとおして局地経済圏の拡大が続くとみられているが、なお検討が必要であろう。ここでは以下の二点について、重複するが、⁽²⁸⁾

簡単に指摘しておきたい。

第一は、今日までの局地経済圏の形成の前提として、これら地方政府の自主権の大幅な拡大と同時に、特に広東省の場合、すでに若干触れたように、郷鎮企業の発展（その委託加工などの受入れ）を前提としていることである。九〇年末までに、委託加工、補償貿易など（三来一補）の外資との関係をもつ郷鎮企業は一万一〇〇〇企業、合弁、合作など直接投資を受け入れた郷鎮企業は八〇〇企業であるが、その背後に一二〇万企業、六五八万人の労働者を擁する郷鎮企業の発展があつたことを見逃せない。⁽²⁹⁾

局地経済圏の形成、その地域の経済発展という現実から、今日、沿海地帯だけでなく、揚子江等の沿江地帯、中ソ国境沿いの沿辺地帯、内陸辺境各省、区にまで開放地域を広げようとする「全方位開放」の動きが強まつてきており。しかし、広東省の事例は、その前提として自主的に経済活動を行なう企業の創出がとりわけ重要であることを示している。このことは、行政から自立して主体的に経済活動を行なう企業の創出、これら企業を経済的手段で誘導する地方政府の役割の強化、したがつてまた、中央政府と地方政府の職責の明確化、地方政府の経済政策、産業政策の策定、経済運営権限の拡大と確定等の制度改革がなお重要であることを意味している。

第二は、これまでの地域経済の発展は発展格差の拡大をもたらし、地域間の軋轢を生み出したことである。沿海地域を中心とする国境を越えた局地経済圏の発展は、再び、発展格差の拡大をとおして地域間の軋轢を生み出す可能性がある。地域封鎖などの制度的要因はすでに指摘したとおりであり、その意味でも、制度改革の必要性が再び強調される必要がある。しかしそれでも、なお問題があることに注意する必要があろう。即ち、生産要素の自由な流動をとおして格差は拡大するが、それが「一

時的」なものであり、技術の伝播を通じて「長期的」にはバランスのとれた地域発展が可能であると
いう保証は必ずしもないと思われることである。例えば、労働力の移動をとつてみても、彼らの技術
の修得・熟練、送金が、労働力の送り出し地域の経済発展に役立つことが期待されているが、彼らの
熟練を有効活用できるような雇用機会を確保できるのか、また送金が彼らの住宅建設、奢侈品購入に
ではなく生産的に活用できるような保証があるのか、という問題が存在する。⁽³⁰⁾ また、格差の拡大、地
域的異質性の増大は、技術移転や新しい組織、制度の普及を促進させることにならないし、競争的な
国内市場の形成に不利に働くから⁽³¹⁾ バランスのとれた地域発展は容易ではない。その意味で、「長期的」
(あるいは固定的)な発展格差を背景に、地域間の軋轢が引き起こされる可能性はなお存在しているとい
えよう。したがって、局地経済圏の発展のためには他地域の経済発展を無視しえない。中央政府が生
産要素を相対的に遅れた地域に配分することは、地方政府の権限の拡大・確定と矛盾するし、その力
もないように思われる。おそらく重要なことは、地域間協力による技術移転——例えば、労働力の送
り出し地域が今後発展させようとする産業分野を考慮に入れた職業訓練を兼ねた労働者の雇用——、
行政的枠を越えた投資などの地域を主体とした協力関係をつくることであろう。

注(1) 一九八九年の天安門事件直後（六月十九日）から、政府文書から「計画的商品經濟」という言葉が姿を消し、代
わって「計画經濟と市場調節の結合」が登場したこと、そして「國家」や「計画」の役割が強調されたことはこうし
た一例である。しかし今日再び、本文で述べた改革方向が明確にされている。劉國光「計劃与市場問題的若干思考」
（『改革』一九九一年第四期）参照。

- (2) 『中国企業管理百科全書』(上)、企業管理出版社、一九八四年、一三ページ。
- (3) 王積業「論有計劃商品經濟条件下計劃与市場的結合」(『経済学家』一九九〇年第四期)、一九ページ。
- (4) 同右、一九ページ。
- (5) 国家計委体制改革和法規司計劃管理研究課題組「關於目前我国工業生產計劃管理狀況和改進意見」(『經濟工作者學習資料』一九九〇年第二六期)、九ページ。
- (6) 上海市計劃委員會課題組「上海市工業生產指令性計劃的問題和出路」(『經濟工作者學習資料』一九九〇年第二六期)、三三二ページ。
- (7) 中国社会科学院工業經濟研究所増強大中型企業活力課題組「深化改革、強化管理、增強國有大中型企業的活力」(『中国工業經濟研究』一九九一年第六期)、七ページ。
- (8) 同右、三ページ。
- (9) この点は、季衛東「中国における企業倒産制度——破産法規の特徴および運用実態についての覚書——」(『神戸法学年報』第六号、一九九〇年)、一九九ページ参照。
- (10) 王丙乾「關於一九九〇年國家預算執行狀況和一九九一年國家預算草案的報告」(『人民日報』一九九一年四月十二日)。
- (11) 日中經濟協会中小企業近代化考察団(団長—上原、以下、中小企業近代化考察団と略す)の國家計画委員会中小企業对外合作協調公室における聞き取り調査による。
- (12) 龍鴻鈞等主編『城市集体經濟概論』、紅旗出版社、一九九一年五月、一五五ページ。
- (13) 鮑楓「堅持計劃經濟与市場調節相結合順中央与地方政府の關係」(『經濟工作者學習資料』一九九一年第三一期)、三〇ページ。
- (14) 秦毅「中国物資流通体制的一〇年改革」(『中国物資經濟』一九九〇年第四期)、一六ページ。
- (15) 具体的には、拙稿「企業の活性化と地方政府の対応」(『中国・地域開発と地方政府の役割』、日中經濟協会、一九九一年)、一〇二ページ、を参照してほしい。

(16) 「國務院批轉機械工業部關於機械工業管理体制改革意見的報告的通知」(國家計劃委員會條法弁公室編『重要經濟法規資料選編 一九七七—一九八六』、中國統計出版社、一九八七年)、一〇一ページ。

(17) 各地方政府が制定した外資獎勵規定については、「中國と周辺諸国・地域との投資環境比較」、日本貿易振興会、一九八八年、二九〇三〇ページ、参照。

(18) 中小企業近代化考察団の廣東省鄉鎮企業管理局における聞き取り調査による。

(19) 以上の鄉鎮企業の発展状況に関する数字は、黃守宏「鄉鎮企業是國民經濟發展的推進力量」(『經濟研究』一九九〇年第五期)、四〇ページ、による。

(20) 中小企業近代化考察団による。全國の状況は農業部鄉鎮企業司、廣東省については廣東省鄉鎮企業管理局。

(21) 同右の農業部鄉鎮企業司における聞き取り調査による。

(22) 「地域經濟發展の諸要因をみる——中國の經濟改革と地域經濟發展(下)」(『日中經濟協会会報』一一八、一九九一年)、五七ページ。

(23) 國家計委体制改革和法規司計劃管理研究課題組、前掲論文、一〇ページ。

(24) 中小企業近代化考察団の農業部鄉鎮企業司における聞き取り調査による。

(25) 閻彬「如何正確處理中央与地方的財政關係」(『經濟改革』一九九一年第三期)、六ページ。

(26) Экономика и жизнь (『經濟と生活』紙)二〇、一九九一年。

(27) 同右、一九九一年、四九。旧ノ連に関する資料については、溝端佐登史氏(京都大學經濟研究所)から提供を受けた。

(28) 例えば、渡辺利夫「西太平洋のダイナミズムと局地經濟圈の形成」(西村明・渡辺利夫編『環黃海經濟圈——東アジアの未來を探る』、九州大学出版会、一九九一年参考)。

(29) 中小企業近代化考察団の廣東省鄉鎮企業管理局における聞き取り調査による。

(30) 以上の点は、桑原靖夫「國境を越える労働者」岩波新書、一九九一年、を参考にした。

(31) 清川雪彦「中國の近代化政策を考える——大國モデルの問題点」(南亮進編『激動する世界と日本經濟』、TBSブリタニカ、一九九一年十一月)、一四〇ページ参照。